

妙高市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和5年6月29日

妙高市監査委員 太田正之

妙高市監査委員 植木 茂

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 **【補助金】**  
妙高市社会福祉協議会、福祉介護課  
令和3年度 地域福祉活動事業(市社会福祉協議会)補助金に関する事務  
※所管課の事務を含む
- 3 監査の着眼点 (評価項目) 補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 5 監査の実施期間 令和5年3月1日 ～ 令和5年6月29日
- 6 監査の日程  
(1) 書類審査 令和5年3月24日～令和5年4月26日  
(2) 事情聴取 令和5年5月30日
- 7 監査の結果 上記補助金に関する財務事務はおおむね適正に執行されていた。  
なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、所管課に対して検討、改善を要望した。